

森林経理学に於ける保続概念

鈴木太七*

これはさる昭和60年4月の森林経理研究会シンポジウム「森林経理学の過去・現在および未来像」で鈴木太七会員が報告した原稿です。当日の報告の概要は既に林業経済No.442に発表されています。しかし当日の報告自体を正確に再現することは会員諸兄にも興味あるものと考え敢えて事務局に掲載をお願いした次第です（南雲秀次郎）。

I はじめに

私に与えられました“森林経理学における保続概念”という大きなテーマは、森林経理学のみならず、林学全体にとっても最大のテーマの一つと言ってよろしいかと思えます。

さて、外国に生まれた事物や概念について討論しようとするとき、その考えるものが人によって違って把握されますと、議論が噛み合わない心配があります。そこで“保続” Nachhaltigkeitというドイツ語は、持続 Fortdauer, 安定 Beständigkeit, 連続 Kontinuität, 繰り返し Wiederkehr, 不変 Stetigkeitあるいは分断されない作用 Ununterbrochene Wirkungなどを意味するものとされていますが、“保続”という日本語もこれと同じものを意味しているということを始めに確認しておきましょう。

さて、保続概念がいま何であり、これからどうなっていくであろうかを考えるために、まずその過去がどうであったかを考えて見ようと思えます。そしてそのような歴史的な経過の中でいわゆる“森林経理学論争”の位置を考えたいと思うものであります。

II 保続原則

歴史家でもない者が大変鳥澁がましいことではありますが、話の都合上、ヨーロッパの中世の話から始めさせていただきます。この頃の荘園領主あるいは僧院はゲルマン人の氏族社会の入会地であったマルクの森林を囲い込んで、封建的な領地支配を行っておりました。ところで、これらの領地経営の目的は、その土地から領主および家臣団の生活に必要なものを獲得することでありました。しかし、そのためには同時に領民の生活に必要なものをすべてその領内で調達しなければなりません。

なぜなら、その当時にはその領民すなわち百姓だけが生産者であって、これに寄生する領主どもにとっては、領民を養うということ自体が、彼等の権力の基盤であったからであります。したがって、その領国の森林経営の方針は、領主自身と領民のための建築材、暖房用の薪、パン焼用の燃料を

* 名古屋大学農学部

毎年過不足なく供給することであったのであります。領民には一日でも生のパンを食わず訳には行かなかったのであります。もしもそのような事態になったとすれば、領主の王国はたちまち崩壊しなければならなかつたのであり、そのようなことが実際に屢々起つたのであります。そして森林の生産物を一定量づつ供給しつづけるということ、それが林業経営における“保続”の原則の内容だったのであります。

以上述べましたように林業経営における保続ということの起源は、領民の生活という本来社会的な必要のための配慮から出たものであります。山林そのものはたとえ領主個人のものであつても、経営の目的は領民のためのものでなければならなかつたのであります。これはいささか逆説めいた言い方ではありますが、封建領主は常に領民の上を考えざるをえなかつたのであります。それがわが国でもしばしば称揚される名君の姿であり、儒教で説く“民をして生を養い死を哀して憾ながらしめる”王道であつたのであります。このようにして林業はその始まりから既に、保続を最優先するという性格を受けて生まれてきたのであります。

Ⅲ Fideikommiß

中世的な封建領主から近代的な絶対君主体制への推移については、複雑な過程があつた訳であります。ともかくCottaあるいは、Hartigに代表されるドイツ林学が形成された19世紀初頭にも、ドイツ帝国には未だ絶対君主貴族制が健在しておりました。イギリスには既に産業革命が進展しておりましたが、大陸では太陽王ルイ十四世とかウィーンのマリア・テレジアとかベルリンのフリードリヒ大王とかが君臨していた頃から、それはまだあまり年数の経っていない頃の話だったのであります。ところで当時のドイツ貴族にはFideikommißという世襲財産が与えられておりました。山林の多くはこのFideikommißであつたようであります。この財産は、収益は自己の所得として自由に使用することが許されておりましたが、一方で一定量の蓄積を温存することが義務づけられた世襲財産だつたようであります。このようなものが旧体制を維持しようとする貴族のために必須な制度であつた訳であります。そしてその財産保持の精神は必ずしも前時代のそれと同じではないとしても、保続を優先するという点はまったく変つていなかつたのであります。Fideikommißの蓄積維持の考え方は後にKameraltaxeとして、法正蓄積法に変形して行きますが、これがいわゆる法正林思想へとつながつて行く歴史については、ヨーロッパにおいてすら明らかになつていないようでありまして、今後の研究がまたれるところであります。

Ⅳ 区画輪伐法から平分法へ

良く知られていることではあります。Erfurt市有林には既に14世紀に区画輪伐法を用いたという記録が残されております。この方法はおおむね短伐期の薪炭林に行われた方法のようでありまして、一つの経営区を輪伐期の年数に等分し、その一区画づつを毎年一つづつ伐採して行くという、まことに簡単な方法であります。しかし、そこで伐採を一巡したときできる林齢配置は、まさに後にいう法

正齡級配置そのものであったのであります。この方法は、その後およそ400年間広くヨーロッパに行われました。前述しましたヨーロッパの君主たちは、いずれもこの方法によって森林資源を培養するよう、幾度か勅命を發布いたしております。

しかし、19世紀になりますと、燃える石すなわち“石炭”の使用が一般化し、従来の薪炭林が無用のものとなり、逆に石炭採掘のため、また鉄道枕木として針葉樹が必要されてまいりました。これはまったく昭和三十年代にわれわれが経験した燃料革命そのものだったのであります。

平分法はまさにこの時代に登場したのであります。平分法の原語Fachwerkという言葉は、ドイツ特有の建築様式Fachwerkhausから出たものでありますが、この方法をCottaやHartigなどが推進して、19世紀のドイツの大人工造林が実現したのであります。平分法はこの世紀を通じて実践され、今日のドイツの美林のほとんどがこの時代に造成されたのであります。実に19世紀は平分法の一世紀だったのであります。

V 収益原則

前述のように中世封建時代の林業経営には収益の考えはありませんでした。何故ならば百姓には薪を買う金はありませんでしたし、一方木材を遠方に輸送して売りさばくための道路も車両などの運搬手段もなかったのであります。したがって領主もそれに仕える家臣団も、山林を鹿狩の場と考え、その他を百姓の使用に許していたのであります。

しかし、産業革命が起こり、フランス革命とそれに続くナポレオン戦争によって社会が大変動した後、それまでも既に三十年戦争によって手ひどく傷めつけられていたヨーロッパの森林は、著しい荒廃の極にありました。その一方、当時の木材は材料としてまたエネルギー源として、今日の鉄と石油の役割を兼ねそなえた重要資源となっておりましたから、これは既にヨーロッパ経済を左右する最も重要な商品の一つとなっていたのであります。

林学はたまたまこの時期のヨーロッパに誕生したものであります。そして従来保統一辺倒であった林業経営は、徐々に資本主義化、すなわち収益追求の途に向かわざるをえないことになっていったのであります。こうして林業は保続と収益という互に相容れない二原則を持つこととなり、その後の森林経理学はこの二要因の矛盾、相剋の上に発展することとなるのであります。

保続的な貴族階級に対して、収益原則によったのは、ドイツの資本主義化に伴う土地の私有の自由化によって新たに土地の所有を許された新しい林業経営者の階層であります。これらの経営者は仮りに大山林所有者となっても、既に領民なるものを養う義務をもたず、したがって古い貴族のように必ずしも保続を第一義とは考えません。もしも収益を損なうようであったなら、敢えて保続をはかるといようなことは欲しませんでした。また極めて小規模な百姓林の経営のような場合には、保続はもともと不可能なことであります。このようにして保続と収益という二原則は、それぞれそれをイデオロギーとする階層があつての対立であったことにも、ご注意を願いたいと思うのであります。

VI Hundeshagenの法正林思想

林学が誕生してしばらくして、ようやくその体系化が指向されだしましたが、そこにHundeshagenの法正林思想が出現いたしました。ここでいう法正林とは極めて簡単に考えれば、区画輪伐法を行って一輪伐以上を経過した森林状態を考えればよい訳であります。そのときには

- (1) 各林齢の森林が等面積づつ存在することになります。このようなものだけが森林とその収穫の両方を保続させる唯一の森林状態であることは漠然とは誰にでも想定できるものであります。しかし、このような状態においてだけ、
- (2) 伐期林分の蓄積が全森林の生長量に等しく、それを収穫している限り、永久に同一の林況と同一の収穫をあげること。

を明らかにして、これを法正林Normalwaldと名づけたのはまさにHundeshagenその人でありませう。法正林はあまりにも簡単な考え方であったために、これを思想と呼ぶことに疑問を持つ人もありますが、一体思想とは誰もが漠然とは予感しながらも、それを明確に言葉に表現しえなかったことを確然とした言葉をもって表明したものを言うものであることを考えますと、これはまさに林業における最重要な思想であった訳であります。そして、今日でもこれこそが林業における保続のための唯一無二の形態であると多くの人に信ぜられているのであります。

VII Wagnerの法正林批判

Hundeshagenの法正林が林業における保続の唯一無二の形態ということになりますと、森林經理学の目標は当然法正林の実現ということになります。このような考え方に対し、Wagnerは次のような主旨の批判を行います。『一般に物事の理想を掲げて、人々にそれを目標にせよと言うからには、それが実現可能なものでなくては意味がない。法正林が理想だというならば、それが実現可能なものでなければならないが、それは実現不可能である。何故ならある不法正林をいわゆる法正状態に導こうとすれば、それぞれの林分をその適正伐期でない林齢で、あるものは若く伐ったり、あるものは老齢まで温存させねばならないが、これらのことは森林の生産力あるいは収益の点では必ず損失につながる。したがって、本来収益を追求しようとする林業経営者にそのことを強制しても、それは無意味なことだ』と言うのであります。

このようなWagnerの法正林批判は、彼が当時のドイツ哲学のメッカFreiburg大学に居り、その教科書にカントの「純粋理性批判」を引用していることから見ても、カント哲学からの影響であることは明らかであります。ところで上述のように林業における保続はただ一通りの法正林によってしか実現できないのに、その法正林がWagnerの言うように実現できないものだとすれば、それは林業における保続そのものが実現不能ということになって、森林經理学は破産せざるをえないこととなります。Wagnerは法正林を誤った指導原則だとして否定しましたが、それに代るべきものを与えることはできませんでした。Baaderはこの当時の森林經理学を舵もコンパスも持たず嵐の海にただよう船にたとえております。

VIII Pressler と Judeichの考え方

土地期望値最大の輪伐期を用いる林業を合理的とよんだPresslerの弟子であるJudeichは師Presslerの説を承けて、基本としてはザクセンの古法と呼ばれる齡級法に従いながら、林業経営の目的を保続とせず、それをはっきり収益と規定したのであります。これが、いわゆる“林分経済法”であります。この方法は、成熟した林分を直ちに伐採することを原則といたします。それが収益の最大となるからであります。林分の成熟の判定には、いわゆる“指率”が用いられますが、その判定は一般に土地期望値最大の伐期と一致することを証明することができます。Judeichは伐採林分の選択の順序として、有名な四つのカテゴリーを設けておりますが、そのうち第2のカテゴリーに属する判然と成熟した林分は遅滞なく伐採すべきものと規定しております。ただ、林齡配置の著しく不正なものについては、第4のカテゴリーに属する成熟の程度の判然としないものの範囲でなるべく収穫の均等を図ることと規程しているのであります。このようなJudeichの考え方によれば保続と収益の二原則のヒエラルキーは完全に逆転してしまいます。したがって「後継の森林があって、林業の生産が保続する限り、それは法正林である。」といった。彼一流の法正林概念が出てまいります。このようなJudeichの考え方は当然のことながら多くの反対を引きおこしました。ドイツにおいては、その後およそ百年、森林経理学上の論争が続いておりますが、それらは結局保続と収益のヒエラルキーの問題に帰着されるのであります。こうして見てまいりますと“三十年代の経理学論争”というものも実は、この保続と収益との二原則のヒエラルキーの問題ではなかったかと思われるのであります。この論争をいどまれた林野庁の人々の主張とは、古典的な森林経理学の無用を唱える一方で、本質的には林分経済法を利用してきたように思われてならないのであります。

IX 経営としての保続と国民経済における保続

森林経理学論争において、「保続ないし、法正林概念は古い封建思想の残滓であって、現代においては既にその意義は無い。」といった論議がございました。それはいささか違うような気がいたします。一体すべての業種に亘って経営というものはその雇用者、設備を常に一定量稼働させていなければならないのであります。よほど小規模の経営はその限りではないかも知れませんが、一定規模を超えたものが一時的にもせよその経営を停止いたしますと、ほとんどの場合、事業の再開は不可能となってしまいます。この事情は林業においても同様でありまして、特に山間の人口稀薄な地域において、林業地の労働者の離村がいわゆる山村過疎を惹きおこし、それが林業経営を圧迫している状況は、いま目前に起っております。

以上は経営の内部から見た保続の必要性であります。近代流通経済の社会を全体として見たときにも、林業の保続の必要性を見ることができます。すなわち、国民経済的にはすべての産業の間に密接な産業連関が存在しておりますから、一つの生産部門の生産量の変動は、必ず他のすべての部門の生産に甚大な影響を波及させるのであります。したがって木材生産部門としての林業もなるべくその生産を保続させ国民経済の円滑な発展に寄与しなければならないのであります。また、近年には森林

そのものが人間の環境に及ぼす作用についても、次第に重視されるようになってまいりました。この場合には森林そのものの保続が重要視される訳であります。

ドイツの森林地帯では、どの村にも国有林、部落有林と個人有林とがあって、村々に駐在する国有林の署長が、その国有林を管理するだけでなく、部落有林、個人有林の伐採、売却についても強力な指導、監督を行っております。また、わが国においても、都道府県が地域森林計画を樹立して、個々の山林経営の動きを予測し、それに基づいて林業政策を行っております。このように第三者の立場にある行政官が、社会全体のために配慮して作る森林計画は、形こそ異なりますが昔の封建領主が領民のために行ってきた林業経営のそれと、その働きにおいてそれほど違ったものではないと考える次第なのであります。

ひょっとすると、ある人は、そのようなものは林政であって森林經理ではないと言われるかも知れませんが、ここまでのささかくどく申上げましたように歴史的に見ても、また現代的な意味においても森林經理とは本来そのような国民経済的な計画であると、私は考えておるのであります。

X 森林經理学論争について

森林經理学の論争の頃、私は若輩としてこれを傍聴させていただいておりましたが、私自身かねてから森林經理学あるいは林学は、そもそも学問の体をなしていないのではないかと考えておりましたので、林野庁の若手の人々が森林經理学無用論を唱えられ、また森林經理学の大先生方が、しばしば答辯に窮しておられるのを見て、正直を申しまして、ある意味で無用論はかなり正鵠を得た意見だなどという感想をもったりいたしました。しかし、これらの人々が主張しておられたように「保続とか、法正林とかいう概念は、所詮絵に画いた餅だ、そんな世迷言よりも現在は何よりも生産力を増強すべきだ。もともと保続すなわち法正林が仮空なものだとすれば林業経営の原則は収益原則しかないではないか？」という主張を鵠飲みすれば、日本の森林は何時かまったくの裸山になってしまうのではないかと、ということに不安を感じました。また「森林經理学のうちで現実にすこしでも役立ってきた概念は「林班・小班」のような森林区画に関するものだけで、他のものは一切何の役にも立っていない」といった人々が現実に採用したものは、何と「林分経済法」であったという皮肉にぶつかりまして、もしもこれらの人々が林分経済法をご存知なかったとしたら、大変不勉強なことだし、もしそれ知っておられてこの言説であったとしたら、森林經理学無用論はまた大変不正直な議論であると考えた次第であります。しかも、この時使われた林分経済法もどきの考え方は、本来のものに似て非なるものであったと思うのであります。前にも申しました通り、Judechは収益を第一の目的にはいたしましたが、その前にまず森林の安全を考え、その後で始めて自由な伐採を許しているからであります。生産力増強当時の森林の乱伐の付けが今廻ってきているのではないかとと思われる事態も数多くあるのではないかと思います。

XI 法正林批判に対する一つの解答

— 拡張された法正林概念について —

この論争の後、間もなく私は科学技術庁から、日本の森林資源の生産予測についての課題を与えられました。当時、林業における生産予測に用いられていた方法は、なんとただの面積平分法でありましたが、全国の不特定多数の森林所有者の恣意にまかされている林業生産に平分法を適用しても、これはまったく意味をなしませんでした。そして日本における森林計画とは、ただ予測に止まるしかないこと、しかし、それこそが現代的な意味での森林經理に外ならないではないか、また、そうした場においてこそは真の保続概念が必要であると考えた次第であります。

このような考察の結果が、いわゆる減反率法、あるいは林齡空間論であります。いまこれについて詳論する余裕はございませんが、要約しますと、ある地域の林業が一定の—これが多少変動しても結論は同じであることを証明しておりますが—ある林齡遷移を行っていますと、

① そこには必ず一定の拡張された法正状態が存在すること。

② この法正状態は、任意の森林状態から、現実に推移できること。

の二点が理論的に証明できたのであります。しかし、この拡張された法正状態は、も早Hundes-hagenの法正状態とは全く異なったものであります。そして古典的なそれが唯一無二のものであるのに反して

③ この法正状態は無数に存在しうること。

がまた証明されました。拡張された法正状態の林齡配置は、昔のそのように各齡級の面積が均等に
あるのではなくて、老齡のものが若齡のものより小さな面積をもっております。それでもなお、

④ 森林状態も林業生産も保続できること。

が明らかにされたのであります。

林分の伐採が、地位の良否に応じて、それぞれその最適伐期で伐採されていけば、林齡配置は必ず上に述べたようなものにならざるをえないことが明らかとなりました。すなわち、従来不法正林齡配置として、最も悪いとされてきた林齡配置が、実は合理的な施業の当然の結果であって、しかもその方がむしろ本来の理想的な法正状態であるという極めて逆説的な結論を得たのであります。このようにして、私としてはWagnerの法正林批判に対して、「拡張された意味での法正林は実在し、実現に到達可能であり、しかも安定である。したがって、これを森林經理学におけるNora規範と考えてもよい。」という一応の解答を得たと考える次第であります。

XII 現状に対する批判

以上のような私の考え方からしますと、Judeichの林分経済法は、再び改めて注目に値する収穫予定法であるということになります。それは個々の山林所有者が、それぞれ自己の最大の収益を指向して林業を経営したとしても、彼らが後継の山林の植栽を続けている限り、国あるいは地域の全体としての保続は一応ははかられていると言えるからであります。ただし、この場合にはこの方法の本来の精神をしっかりと守ることが大切であります。この方法が林分の収益の最大を追求しうるのは、いつ

も後に残される森林の安全が十分に保証されての上だということを忘れてはならないのであります。森林生産の保続は確保しなければならないというのが、この方法の本来の精神だからであります。したがって、更新に対する技術も確立せず、必ずしもそれが可能かどうかとも未知な段階にある奥地林の伐採については、もっときびしい再検討が要求されるのではないのでしょうか？

しかしまた一方、かつての生産力増強計画をまったく裏返したかのように、いまの国有林が不必要な節伐をしていなければ幸いと思います。すこし誇張した言い方をしますと、自然環境保護などの一般の風潮に恐れをなして、本来伐採利用するために造林した筈の山林を、古典的な法正林などを想定して、いたずらに節伐するなどは、いまの赤字経営の国有林としては、或いは不適當ではないかなどと考えたりしております。そのことのために、本来あるべき収益を減少させ、林業の保続を破り、山林の労働力を散佚させ、山村の過疎を招来すべきでないと考えるからであります。

ついでに申しますと、伐採量を生長量以下におさえることを林業経営の金科玉条とする考え方が、林業外の人々のみならず林業関係の人々の間にも、根強く残っているように思います。しかし、このことを無条件に正しいということはできません。この方針は国の森林計画の基本方針としては、時とすると非常なマイナスになることを改めてご指摘してお話を終りたいと存じます。

ご静聴ありがとうございました。